

中井美雄先生の人と業績

山 本 隆 司

1. 中井先生の人となり

中井美雄先生は、昭和7年3月19日に三重県に生まれ、同29年3月大阪大学法学部を卒業（指導教員は石本雅男先生）、同35年4月に立命館大学大学院法学研究科修士課程民事法専攻に入学（指導教員は西村信雄先生）、同37年7月に同課程修了（法学修士）、同38年4月立命館大学大学院法学研究科博士課程入学、同年10月に同課程を中退して立命館大学法学部助手に就任、以降は同40年に法学部専任講師、同42年に同学部助教授、同47年に同学部教授として立命館大学法学部において教育研究に専念し、同57年3月には立命館大学から法学博士の学位を授与された。

2. 中井先生の基本的な研究手法と取り組んでこられた研究テーマ

中井先生は、オーソドックスな法解釈学を基本とする民法学の研究者である。社会に次々に生起する借地借家紛争・公害・生活妨害・消費者信用問題・製造物責任問題・医事紛争などの現代的な諸問題に対しても常にオーソドックスな法解釈学研究の態度で臨んでこられた。問題意識は常に市民生活の安全と安心の確保にあり、司法制度を通じて、被害を受けた市民を適宜且つ適切に救済することに重きを置かれ、その観点から民事司法の基本法である民法学に訴訟手続法学の可能性を加味した研究を続けて来られた。その問題意識は「ドイツにおける権利侵害予防制度の一考察」（立命館法学56号、昭和40年）、「不動産賃借権に基づく妨害排除 —財産権体系と権利保護制度についての一つの視点—」（立命館法学59号、62号、昭和40年）に始まり、学位論文『民事救済法理の展開』（昭和56年）から『権利論の動向と課題 —民法学の立場から—』に至るまでの豊富な業績にも一貫して反映されている。

人々の経済的危急状態に乗じた安易な貸付と暴力的な取り立てによる社会問題が猖獗を極めた昭和59年代には、立命館大学法学部教員を中心とした金融法研究会（中井先生の他、乾昭三・長尾治助・大河純夫・塩田親文各教授など）がこの問題に取り組み、その取り組みの成果を「サラリーマン金融における債権確保・改修の諸問題」（立命館大学人文科学研究所紀要30号、昭和54年）など積極的な研究成果として公表されてきた。

また、1970年代当時の先駆的な研究領域としての医療過誤紛争についても、これに取り組もうとする大学院生の研究を指導しつつ、法律実務家を交えた研究会を組織して研究を進め、その成果を『医療過誤法入門』（蒔立明との共編、昭和54年）に著し（当該院生も本書の第一章に執筆機会を得ている）、新しい領域についての教科書・体系書を提供する試みを行っている。本書の基礎となった研究とその大学での講義での利用はさらに充実した体系書

の編纂へと進み、『医療過誤法』(勘立明との共編、平成6年)に結実した。

中井先生の研究は、具体的な個別テーマを対象とするものを基礎に、民法学の体系的な考察を踏まえ、教科書としてこれをまとめられている。物権法理論と債権法理論が交錯する金融法領域について長く研究を継続し、その成果は『債権総論講義』(平成8年)並びに『担保物権法』(平成12年)にまとめられた。これらの教科書の執筆にあたっては難解で学生にとって取り組みにくい債権法と金融担保制度との関係を体系的に解り易く読み取らせる工夫が示され、研究のみならず法学教育に携わる者としての見識と矜持が示されている。

3. 学界活動と後進の育成

中井先生は、自らの研究を深化させるのみならず、世代や大学の垣根を超えた学界での研究交流と若手研究者の育成・研究姿勢を積極的に励起するという役割も担ってきた。

関西地区を基盤としながらも全国的規模の会員を擁し、毎月定例研究会が開催されている民事法研究会(現在「末川民事法研究会」とされている。末川博(立命館大学名誉総長)が昭和初年に創設されて現在に至っている)において、個別研究報告への積極的発言や助言のみならず、法律時報掲載のあまたの「判例研究」のために、立命館大学大学院生の時代から長きにわたり、自らの研究を適宜報告すると同時に、定例研究会に集う中堅研究者たちはもちろん、経験を積んだ大家とされる研究者と学会に足を踏み入れたばかりの若手研究者との、議論を通じた研究交流の展開にも積極的な役割を担い、こうして自ら研究者として率先垂範、民法学の発展に貢献すると同時に大学の垣根を越えて若手研究者の成長を支えてこられた。加えて中井先生は、昭和56年10月から日本私法学会の理事を務められたが、民事法研究会においても長きにわたって中川淳先生らとともに事務局や幹事を務められてきた。日常的な学界活動における実績も中井先生の功績といえる。

中井先生の研究組織構築・運営者としての貢献は、一々の執筆者として名前があげられない場合であっても、いずれも立命館大学の金融法研究会(前述)の研究成果である『消費者金融の比較法的研究』(昭和59年)、『個人信用情報の法的保護』(昭和61年)及び『コンピュータ・システム・ロー』(平成5年)などにも顕著に示されている。

中井先生は、学部学生に対する指導においても、講義や専門演習等の授業はもちろん、課外活動の支援でも重要な役割を果たしてこられた。長年、法律相談部や法解釈学を研究する学術系サークルの顧問などを務め、これらのサークルが主催するインターカレッジな法律討論会(末川杯争奪法律討論会(注1)や関西学生法学連盟法律討論会(注2))等において学生の求めに応じ出題者(同時に出題意図や法律学上の論点などを解説する)や審査員を繰り返し務めてこられた。

注1 京都地方裁判所・京都地方検察庁・京都弁護士会の後援を仰ぎ、立命館大学のほか、京都大学・同志社大学・関西大学・関西学院大学・慶應義塾大学等が参加する。

注2 大阪高等裁判所・大阪高等検察庁・近畿弁護士会連合会の公演を仰ぎ、立命館大学・京都大学・同志社大学・関西大学・関西学院大学・神戸学院大学等が参加する。なお、本討論会の上部団体である全日本学生法律討論会は最高裁判所・最高検察庁・日本弁護士会連合会が後援し、毎年度の春季・秋季の各地域法律討論会の上位入賞校が一堂に会して出場する法律討論会である。

4. 立命館大学内外での諸々の役職等

中井先生は、教育研究組織としての大学運営にも多大の貢献をなしてこられた。まず助教授時代の昭和46年4月に全学役職としての立命館大学学生部次長に就任し、大学紛争後の大学の苦難の時代の中で大学と学生たちとの間の信頼関係を再構築するなどの役割を担ってこられた。同48年4月からは立命館大学二部協議会調査委員長として勤労学生のための二部教学の充実に貢献された。さらに同52年4月に立命館大学法学部学部主事（今日の副学部長）・法学研究科主事（同じく副研究科長）に就任、同53年4月に立命館大学法学部調査委員長、同63年に立命館大学法学部長・大学院法学研究科長・学校法人立命館理事・評議員に就任され、また平成7年4月からは立命館大学図書館長を務められた。こうして立命館大学を定年退職される直前まで、学内行政にも寄与されてきた。

大学の外に目を転じると、昭和48年6月からは京都市日照専門委員会委員を務められるなど、自らの研究成果を地域課題の解決に資するものとすべく社会的役割を担い、また地元京都の実務法曹界にあっても昭和58年11月から10年間、京都弁護士会懲戒委員会予備委員を務められた後、平成5年11月から京都弁護士会資格審査委員会委員に就任された。

5. 立命館大学法学部教授定年退職後の活動

立命館大学法学部教授を定年退職された平成9年4月からは、奈良産業大学法学部（現在は奈良学園大学。法学部は平成19年度募集停止）教授に就任され、同11年4月からは奈良産業大学法学部長の任に就かれた。立命館大学とは異なった学習条件にある奈良産業大学法学部の学生に対し、各自の学習深度に応じたきめ細かい学習指導に努め、また折を見て立命館大学法学部の学生との交流の機会を企画することで、奈良産業大学法学部学生に新たな社会経験と法学学習上の刺激を得させるなど、教学の現場レベルでの、大学の垣根を超えた教学の連携にも取り組まれた。

奈良産業大学法学部教授を退職するころ、中井先生は、新設の姫路獨協大学のロースクールの開設に従事されることとなり、平成16年度同大学ロースクール開設後には教授に就任された。平成23年度の同大学のロースクール募集停止後には、残された学生のためにも一貫して責任を以て在学生在を指導し、司法試験の受験指導にとどまらない全人格的な教学を実践し続けられた。この間、平成20年2月には大阪弁護士会に弁護士登録し、自ら実務法曹としての任にも就かれた（同24年4月に退会）。

これらは大学教員としての中井先生の職歴上の最後を飾る偉大なる功績である。

6. 総括

以上のように、中井先生は、自らの民法学研究に加えて研究組織としての学界での活動や教育研究組織としての大学での組織運営、インターカレッジな研究会における研究交流と後進の育成に努め、学部学生の指導など、様々な局面と場において大学教員として誠実に学問と学生、更新・同僚・先輩の研究者に向き合い、多大の功績をあげてこられた。

（立命館大学政策科学部教授）